

仙台市民間防災拠点施設再生可能エネルギー等導入補助金交付要綱

(平成25年6月25日環境局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、平時における環境保全及び、災害時における再生可能エネルギー等を活用した分散型エネルギー源の確保により、災害リスクへの対応力が高まるエネルギー自律型のまちづくりに資する、災害時に地域の防災拠点となる民間施設への再生可能エネルギー等設備を導入する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において仙台市民間防災拠点施設再生可能エネルギー等導入補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

一 「民間防災拠点施設」

地域防災計画に基づき、がんばる避難施設、帰宅困難者一時滞在場所、福祉避難所又は医療救護の拠点となる施設として指定を受けており、災害時において地域の防災拠点となりえる民間施設又は地域防災計画に基づく指定を受けている施設に準じ、災害時において地域の防災拠点となりえる民間施設であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する施設をいう。

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所

イ 公共交通機関の施設（駅舎等）

ウ 私立学校

エ 旅館業法（昭和23年7月12日法律第138号）第3条第1項に基づき旅館業の許可を受けている宿泊等施設（ただし、災害等の非常時に避難所等になり得るものに限る。以下オについても同様とする。）

オ 小売店舗等商業施設

カ その他市長が必要と認める施設

二 「再生可能エネルギー等設備」次に掲げる設備をいう。

下記の設定の導入により、災害時等において地域の防災拠点として必要とされる機能を維持するために必要なエネルギーを確保すること。

ア 太陽光発電設備

イ 風力発電設備

ウ 小水力発電設備

エ 地中熱利用設備

オ 廃熱や地熱利用設備

カ バイオマス利用設備

キ 太陽熱利用設備

ク 雪氷熱利用設備

- ケ ガスコージェネレーション設備（電源自立型 GHP を含む）
- コ 燃料電池設備
- サ 蓄電池（発電設備と併設する場合に限る。）
- シ エネルギー管理システム（発電設備と併設し施設の効率的なエネルギー管理に資するシステムに限る。）
- ス V2H設備（発電設備と併設し、かつ、V2H設備を介して民間防災拠点施設との間で相互に電力を供給するための電気自動車又はプラグインハイブリッド車を所有している場合に限る。）

（補助金の交付対象者）

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

一 以下の法人に該当すること

ア 民間企業

イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

ウ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人

エ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

オ 上記アからエまでの法人以外の法人であつて、上記アからエに準ずる者として市長が適当と認める者

二 仙台市内において民間防災拠点施設を所有し、又は管理していること。

三 市税を完納していること。

四 暴力団等と関係を有していないこと。

（補助対象事業）

第4条 この補助金の交付対象となる事業は、再生可能エネルギー等設備の新たな設置、更新又は増設を行う事業とする。ただし、以下に掲げるものを除く。

一 中古品の設置、修繕その他これらに類するもの

二 既に設置工事に着手しているもの

三 この要綱によりすでに補助金を受けているもの

（補助対象経費及び補助額）

第5条 補助対象経費は別表第1に掲げる経費で事業の実施に必要と認められる経費とする。ただし、第18条の規定による仕入税額控除及び第19条の規定による利益等排除に該当する補助事業者にかかる経費については、当該仕入控除後及び利益等排除後の金額をもって、補助対象経費とする。

2 補助額は、補助対象経費から寄付金その他の収入の額を控除した額に補助率2分の1を乗じた以内の額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）とする。ただし、上限を500万円とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、仙台市民間防災拠点施設再生可能エネルギー等導入補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、市長に提出して申請を行うものとする。

- 一 実施計画書
- 二 誓約書
- 三 その他市長が必要と認める書類

2 交付の申請は、同一会計年度において1事業者につき1度のみとする。

(交付の決定等)

第7条 市長は、当該申請に係る書類等の審査し、必要に応じて現地調査等を行った上で、申請を受理してから30日以内に、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、速やかに仙台市民間防災拠点施設再生可能エネルギー等導入補助金交付決定書(様式第2号)により交付の申請をした者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、前条において補助金の交付の決定をする場合は、次に掲げる条件を付すものとする。

- 一 補助事業に要する経費の配分の変更(費目相互間の流用で、かつ、その額が当該流用に係る費目のうち少ない費目の額の2割以内であるものを除く)又は補助事業の内容の変更(当初事業目的を変更しない範囲のもので、補助金の額に変更を生じないものを除く)をするときは、市長に申請し、その承認を受けるべきこと。
- 二 補助事業を中止し、又は廃止するときは、市長に申請し、その承認を受けるべきこと。
- 三 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- 四 事業を行うため締結する契約は、一般競争入札に付するなど本市が行う契約手続きの取扱いに準拠すべきこと。
- 五 申請のあった補助事業に対する経費の一部とすることとし、この目的以外に使用してはならないこと。

2 前項第1号の規定による変更等の申請は、仙台市民間防災拠点施設再生可能エネルギー等導入補助金事業変更等承認申請書(様式第3号)により行うものとする。

3 第1項第2号の規定による中止又は廃止の申請は、仙台市民間防災拠点施設再生可能エネルギー等導入補助金中止(廃止)承認申請書(様式第4号)により行うものとする。

4 第2項及び前項の申請に対する承認は、仙台市民間防災拠点施設再生可能エネルギー等導入補助金(変更・中止・廃止)承認通知書(様式第5号)により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

5 前項の規定による取消または変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するもの

とする。

(申請の取下げ)

第9条 前条に定める交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が交付の申請を取り下げる場合には、交付決定の通知があった日から30日を経過した日までに仙台市民間防災拠点施設再生可能エネルギー等導入補助金交付申請取下書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、市長の求めに応じ次の各号に定める補助事業の遂行状況を報告するものとする。

- 一 着手届
- 二 事業進捗状況報告

(補助事業等の遂行等の命令)

第11条 市長は、前条の規定による状況報告等を受けた場合において、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対して、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、補助事業の遂行の一時停止を命ずるものとする。

3 前2項の命令を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の完了後、補助事業を実施する会計年度の1月末日までに補助事業の成果を記載した仙台市民間防災拠点施設再生可能エネルギー等導入補助金実績報告書（様式第7号）に次の書類を添えて、市長に実績報告を行わなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合で、本文の規定により難しい場合は、あらかじめ市長と協議するものとする。

- 一 事業報告書
- 二 決算書
- 三 精算設計図書（実施設計と同じ場合は省略する。）
- 四 財産管理台帳の写し
- 五 その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、仙台市民間防災拠点施設再生可能エネルギー等導入補助金

確定通知書（様式第8号）により行うものとする。

（是正のための措置）

第14条 市長は、第12条の規定による実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に命ずるものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

（補助金の交付）

第15条 市長は、第13条の規定による補助金の額の確定等を行った後に補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、第13条に規定する補助金の額の確定の通知を受けた場合、速やかに仙台市民間防災拠点施設再生可能エネルギー等導入補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 一 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- 二 補助金を他の用途に使用したとき。
- 三 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った処分に違反したとき。

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

（補助金の返還）

第17条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を命ずるものとする。

（消費税及び地方消費税の取扱い）

第18条 消費税及び地方消費税仕入控除の対象となる事業者が補助金の交付の申請をしようとする場合は、当該補助対象事業に含まれる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に、補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請の時点で当該補助対象事業に含まれる消費税及び地方消

費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定により仕入控除税額を減額せず補助金の交付の申請をした場合において、実績報告に当たり、当該補助対象事業に含まれる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助対象事業に含まれる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに様式第7号により報告しなければならない。
- 4 市長は、前項の報告があった場合には、補助事業者に対し、当該消費税額及び地方消費税に係る仕入控除税額相当額（第1項及び第2項の規定により、既に補助金から減額済みの部分を除く。）の返還を命ずるものとする。

（利益等排除）

第19条 補助事業者は補助対象経費に自社製品等の調達分が含まれる場合においては、利益等排除の方法に従い、処理するものとし、その処理方法については別途定めるものとする。

（財産の管理等）

第20条 補助事業者は補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（財産の処分の制限等）

第21条 規則第20条の規定により処分の制限を受ける財産は、取得価格又は効用の増加した財産の価格が50万以上のものとする。

- 2 第1項の承認を受けようするときは、理由を記載した承認申請書を市長に提出して行うものとする。
- 3 前項の申請に対する承認は、書面により行うものとする。

（立入検査等）

第22条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

- 2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

（書類の整備等）

第23条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(委任)

第24条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年7月1日から実施する。

附則（平成26年4月1日改正）

この改正は、平成26年4月1日から実施する。

附則（平成28年3月24日改正）

この改正は、平成28年4月1日から実施する。

附則（平成30年3月26日改正）

この改正は、平成30年4月1日から実施する。

附則（平成31年4月19日改正）

この改正は、平成31年4月22日から実施する。

附則（令和2年3月31日改正）

この改正は、令和2年4月1日から実施する。

附則（令和3年3月31日改正）

この改正は、令和3年4月1日から実施する。

附則（令和3年4月1日改正）

この改正は、令和3年4月1日から実施する。

附則（令和4年3月25日改正）

この改正は、令和4年4月1日から実施する。

別表第 1

区分	費目	細目	内容
設計費	設計費	設計費	基本設計、実施設計に要する費用
		監理費	工事監理に要する費用
工事費	本工事費	(直接工事費)	
		材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料も含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考の上、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とすること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とすること
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ① 特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術等に要する費用） ② 水道・光熱・電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③ 機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））
		(間接工事費)	
		共通仮設費	次の費用をいう。 ① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬・移動に要する費用 ② 準備、後片付け整地等に要する費用 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④ 技術管理に要する費用

	現場管理費	⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用 請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
	一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な経費な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費	工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で積算
	機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費
	測量及試験費	事業を行うために直接必要な調査、測費量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用。